

議案第102号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年11月24日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」を「100分の10」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の給与を改定する必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「1</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「1</p>

00分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4及び5 略

00分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4及び5 略

第2条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の25</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の105</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の25</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の85</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の90</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適	(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の10</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の112.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には <u>100分の10</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の92.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適

用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4及び5 略

用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4及び5 略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和3年度の支給月数)			第2条による改正 (令和4年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.125	1.025	2.15	1.125	1.025	2.15	<u>1.05</u>	1.025	<u>2.075</u>
	12月期	1.175	1.025	2.20	1.175	1.025	2.20	<u>1.10</u>	1.025	<u>2.125</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.10	-	0.10	0.25	-	0.25
	合 計	2.55	2.05	4.60	<u>2.40</u>	2.05	<u>4.45</u>	2.40	2.05	4.45
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和3年度の支給月数)			第2条による改正 (令和4年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.925	1.225	2.15	0.925	1.225	2.15	<u>0.85</u>	1.225	<u>2.075</u>
	12月期	0.975	1.225	2.20	0.975	1.225	2.20	<u>0.90</u>	1.225	<u>2.125</u>
	3月期	0.25	-	0.25	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>
	合 計	2.15	2.45	4.60	<u>2.00</u>	2.45	<u>4.45</u>	2.00	2.45	4.45
	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和3年度の支給月数)			第2条による改正 (令和4年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.625	0.50	1.125	0.625	0.50	1.125	<u>0.60</u>	0.50	<u>1.10</u>
	12月期	0.675	0.50	1.175	0.675	0.50	1.175	<u>0.65</u>	0.50	<u>1.15</u>
	3月期	0.10	-	0.10	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>
合 計	1.40	1.00	2.40	<u>1.35</u>	1.00	<u>2.35</u>	1.35	1.00	2.35	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和3年度の支給月数)			第2条による改正 (令和4年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.525	0.60	1.125	0.525	0.60	1.125	<u>0.50</u>	0.60	<u>1.10</u>	
12月期	0.575	0.60	1.175	0.575	0.60	1.175	<u>0.55</u>	0.60	<u>1.15</u>	
3月期	0.10	-	0.10	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	
合 計	1.20	1.20	2.40	<u>1.15</u>	1.20	<u>2.35</u>	1.15	1.20	2.35	
施行期日	公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日									